

かつらぎ町クビアカツヤカミキリ防除対策事業委託業務 実施要領

1 事業目的

クビアカツヤカミキリはもも、すもも、うめ、さくら等のバラ科樹木の内部を食害して枯死に至らせる害虫である。かつらぎ町では、もも、すもも、うめ等の生産園地において、クビアカツヤカミキリの被害が確認されており、被害の拡大やまん延が危惧される。

クビアカツヤカミキリのまん延防止を図るため、和歌山県食の安全・安心確保推進事業交付要綱及びクビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類まん延防止対策実施細目（令和3年1月28日付け2消安第4769号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、町が行うクビアカツヤカミキリまん延防止対策事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するためにこの要領を定める。

2 委託業務の内容

クビアカツヤカミキリまん延防止のため、被害樹に対し、成虫飛散防止ネットの被覆、伐採・抜根または伐採・根覆い等の対策を行う。

3 事業の委託先

かつらぎ町内の農地（生産園地及び耕作放棄地）で営農する農業者であり、耕作する樹園地でクビアカツヤカミキリ被害が確認された者

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

5 委託手続

（1）上記の委託を受けようとするときは、かつらぎ町クビアカツヤカミキリ防除対策事業に係る委託に関する被害状況報告書及び添付書類をかつらぎ町に提出すること。

（2）かつらぎ町は、上記（1）により提出された報告書一式を確認し、採択する場合、委託を受けようとする者と委託契約を交わし、業務を委託する。また、必要に応じて被害状況報告書の見直しを求めることができる。

6 委託経費

（1）かつらぎ町は、予算の範囲内で業務の実施に要する作業労賃を委託費として支出する。

（2）かつらぎ町は、委託費を額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。

る。

(3) かつらぎ町は、委託先が本契約及び事業実施計画書に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、または事業の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費について返還を命じることができる。

7 事業完了の報告

業務の委託先は、業務が完了したときは、別途様式を示す事業完了報告書を作成し、事業が完了した日から30日を経過した日または契約期間満了日のいずれか早い日までに、かつらぎ町に提出するものとする。

8 委託費の額の確定

かつらぎ町は、上記7の事業完了報告書について調査し、及び必要に応じて現地確認を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。

9 その他

この要領に定める事項のほか、本事業実施に必要な事項については、募集要領等により別途定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年5月22日から施行する。